

第51期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時30分

場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階
「ザ・グリーンホール」

株式会社 YU-WA Creation Holdings

証券コード：7615

目次

第51期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 資本金の額の減少の件	7
第3号議案 定款一部変更の件	8
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	11
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	21
事業報告	23
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47
株主総会会場ご案内図	裏表紙

(証券コード 7615)
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
株式会社YU-WA Creation Holdings
代表取締役社長 服 部 雅 親

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yuwa-holdings.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yuwa-holdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〈当日ご出席の株主様へのお願い〉

◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yuwa-holdings.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

◎代理人によるご出席の場合は、当社定款に従い、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

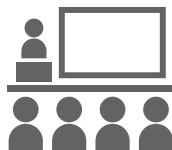
◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

株主総会へ出席する場合



開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第51期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

議決権行使書を郵送する場合



行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットで議決権を行使する場合



行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

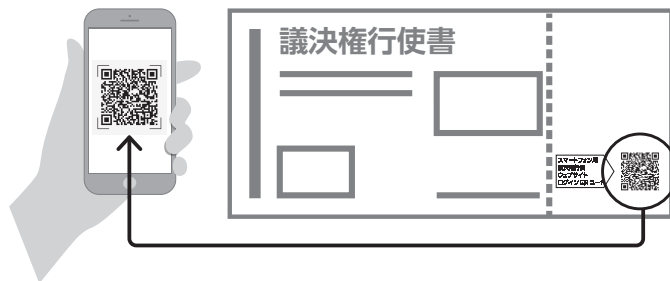
詳しくは次ページをご覧ください。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

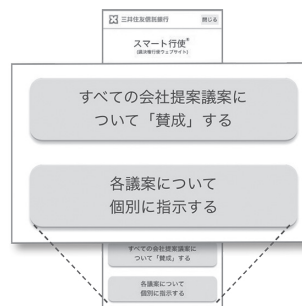
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

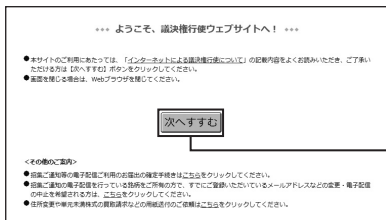
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次ページの「議決権行使ウェブサイトによるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

議決権行使ウェブサイトによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

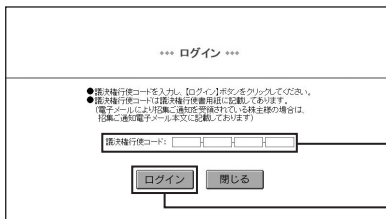
<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

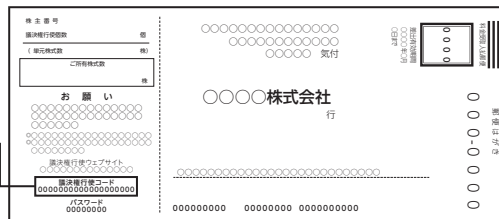
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

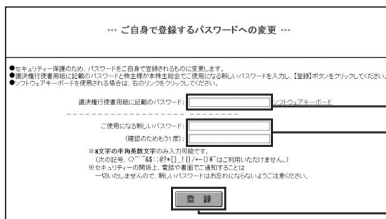


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



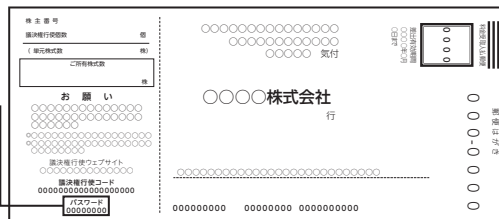
3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使の取扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営の効率化により収益の向上を図り、その結果としての利益配分に関しては、将来の資金需要を勘案しながら、株主還元として安定的・継続的な配当を行うことを重視しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境及び事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額36,575,733円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 資本金の額の減少の件

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金1,215,949,405円のうち1,115,949,405円を減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2022年6月24日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループ事業の現状に適應するため、第2条（目的）を一部修正するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第20条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 〈条文省略〉</p> <p>1. ～19. 〈条文省略〉</p> <p>〈新 設〉</p> <p>20. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 〈現行どおり〉</p> <p>1. ～19. 〈現行どおり〉</p> <p><u>20. 生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>21. 前各号に附帯する一切の業務</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="335 172 565 202">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="160 214 742 285">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="160 297 742 647">第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="417 656 526 686">〈新 設〉</p>	<p data-bbox="943 172 1170 202">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="1022 214 1130 244">〈削 除〉</p> <p data-bbox="783 656 997 686">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="762 698 1347 846">第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="861 855 1347 1085">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 〈条文省略〉 〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 〈現行どおり〉 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 現行定款第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第20条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）
全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取
締役5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価
したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	はっとり まさ ちか 服部 雅 親	代表取締役社長	再任
2	かす や しん いち 粕谷 進 一	取締役副社長	再任
3	はし もと かず ゆき 橋本 和 之	常務取締役	再任
4	ひ がさ ゆう じ 日笠 祐 二	取締役	再任
5	はし もと やすし 橋本 泰	社外取締役	社外 独立 再任

候補者
番号

1

はっとり まさちか
服部 雅親1959年11月29日生
当社株式所有数：39,600株

再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 1982年 4月 かざん(株)入社
- 1990年 9月 (有)西日本和裁 (現(株)プルミエール) 入社
- 1995年12月 当社入社
- 2003年 6月 営業三部長就任
- 2005年 6月 取締役営業三部長就任
- 2007年 5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
- 2007年 6月 当社専務取締役営業本部長就任
- 2010年 6月 代表取締役専務営業本部長就任
- 2011年 5月 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任
- 2011年 6月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任
- 2013年 4月 代表取締役社長就任
- 2015年 6月 代表取締役社長兼管理本部長就任
- 2017年 5月 代表取締役社長兼営業本部長就任
- 2019年 6月 代表取締役社長就任
- 2019年10月 代表取締役社長マーケティング本部長就任
- 2021年 4月 代表取締役社長就任 (現任)
- 2021年 4月 京都きもの友禅(株)取締役会長就任 (現任)
- 2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

- 京都きもの友禅(株) 取締役会長
- (株)京都きもの友禅友の会 取締役

▶ 取締役候補者とした理由

服部雅親氏は、2011年6月に代表取締役社長に就任して以来、11年間にわたり当社グループの事業展開を推進し、当社グループの成長に貢献してまいりました。和装事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 1998年 3月 (株)レントラックジャパン (現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)) 入社
2007年 3月 (株)TSUTAYA (現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)) 取締役管理本部長
2009年 6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役CSO
(株)カカクコム社外取締役
2010年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役CFO
2010年 6月 (株)アイ・エム・ジェイ取締役
2011年 3月 (株)オプト (現 (株)デジタルホールディングス) 社外取締役
2013年 4月 (株)力の源カンパニー (現 (株)力の源ホールディングス) 入社 取締役CSO
2016年 4月 (株)力の源パートナーズ代表取締役社長
(株)力の源ホールディングス取締役CFO兼財務・経理本部長
2016年10月 同上 取締役CFO兼経営管理本部長
2016年11月 (株)渡辺製麺取締役
2017年 6月 (株)力の源ホールディングス常務取締役CFO
2019年 4月 (株)渡辺製麺代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役管理本部長就任
2019年10月 専務取締役経営管理本部長就任
2020年 5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
2021年 4月 当社取締役副社長経営管理本部長兼マーケティング本部長就任
2021年 4月 京都きもの友禅(株)取締役就任 (現任)
2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任 (現任)
2022年 4月 当社取締役副社長就任 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

- 京都きもの友禅(株) 取締役
(株)京都きもの友禅友の会 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

粕谷進一氏は、2019年6月に当社取締役に就任して以来、経営戦略、財務等に関する豊富な経験と高い専門性を活かし、当社グループの安定的な財務基盤の構築と持続的な成長戦略の実現に多大なる成果をあげております。また、マーケティング戦略のデジタルシフトや人事・労務管理体制の整備にも取り組んでまいりました。同氏の経営戦略、財務等に関する経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

はしもと かず ゆき
橋本 和之1977年2月5日生
当社株式所有数：35,600株

再任

▶ 略歴・当社に及び地位及び担当

2000年3月 当社入社
2010年4月 営業一部長就任
2013年4月 営業副本部長兼営業一部長就任
2013年6月 取締役営業副本部長兼営業一部長就任
2015年4月 取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任
2017年5月 取締役営業部長就任
2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
2019年6月 当社常務取締役就任（現任）
2021年4月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

京都きもの友禅(株) 代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

橋本和之氏は、2013年6月に当社取締役に就任して以来、当社の営業戦略の実行に多大なる成果をあげております。2021年4月には京都きもの友禅(株)の代表取締役に就任し、DX活用による営業活動効率の向上や人材開発にも取り組んでまいりました。同氏の経営戦略・営業戦略に関する豊富な経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 1993年 4月 東京貴宝(株)入社
- 2009年 6月 同上 取締役就任
- 2012年 2月 TOKYO KIHU OVERSEAS(HK)LIMITED 取締役就任
- 2017年 4月 東京貴宝(株)取締役営業副本部長兼営業三部チーフマネージャー就任
- 2018年 5月 同上 取締役営業副本部長兼営業三部チーフマネージャー兼商品部チーフマーチャンダイザー就任
- 2019年 4月 当社営業部長就任
- 2019年10月 執行役員営業部長就任
- 2021年 1月 執行役員商品企画部長就任
- 2021年 4月 執行役員商品本部長就任
- 2021年 6月 取締役就任（現任）
- 2021年10月 京都きもの友禅(株)取締役兼商品本部長兼商品企画部長兼商品管理部長就任
- 2022年 4月 同上 取締役兼商品本部長兼商品管理部長就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

- 京都きもの友禅(株) 取締役兼商品本部長兼商品管理部長

▶ 取締役候補者とした理由

日笠祐二氏は、宝飾業界における経営者としての豊富な経験と知識を活かし、当社の商品戦略、営業戦略の実行に多大なる成果をあげており、サステナビリティに基づく商品開発等にも取り組んでまいりました。同氏の豊富な経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

5

はしもと
橋本 泰1967年12月3日生
当社株式所有数：一株

社外 独立 再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 1990年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ) 入行
 2003年3月 (株)ベーシックキャピタルマネジメント エグゼクティブディレクター
 2007年9月 オリパス キャピタル ホールディングス アジア ホンコン リミテッド 日本における代表者
 2010年6月 当社社外取締役就任
 2014年6月 同上 退任
 (株)海外需要開拓支援機構執行役員
 2018年6月 当社社外取締役就任(現任)
 2018年7月 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員就任(現任)
 2020年6月 鈴茂器工(株)社外取締役就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

合同会社ブリッジパートナーズ 代表社員
 鈴茂器工(株) 社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

橋本泰氏は、投資業務を通じて培ってきた豊富な知識・経験を有しており、特に経営戦略やマーケティング、DXの推進等について助言をいただいております。引き続き、当該知見を生かし、特に幅広い経営的視点からの助言や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者橋本泰氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
 3. 当社は、橋本泰氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位			
1	あり かわ つとむ 有 川 勉	監査等委員	社外	独立	再任
2	つじ とも たか 辻 友 崇	監査等委員	社外	独立	再任
3	ほそ かわ だい すけ 細 川 大 輔	監査等委員	社外	独立	再任

候補者
番号

1

ありかわ つとむ
有川 勉1955年4月18日生
当社株式所有数：一株

社外 独立 再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 1981年4月 (株)東京オールスタイル入社
- 1989年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1993年8月 公認会計士登録
- 2009年7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) パートナー
- 2017年11月 有川公認会計士事務所開業
(株)スペースエージェンシー(非常勤) 顧問
- 2018年6月 (株)コア社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会監査役(現任)
- 2019年6月 当社社外監査役就任
- 2020年6月 同上 社外取締役(常勤監査等委員) 就任(現任)
- 2021年4月 京都きもの友禅(株)監査役就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

- 公認会計士
- 京都きもの友禅(株) 監査役
- (株)京都きもの友禅友の会 監査役
- (株)コア 社外取締役(監査等委員)

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

有川勉氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知見並びに豊富な経験を有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス強化について高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2019年6月より1年間当社社外監査役を務めており、2020年6月より2年間当社社外取締役を務めております。

▶ 略歴・当社における地位及び担当

1997年10月 中央監査法人入所
2000年4月 公認会計士登録
2007年8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2010年10月 同上 退所
2011年7月 常和ホールディングス(株)（現 ユニゾホールディングス(株)）入社
2016年5月 同上 経理部長
2019年1月 同上 退社
2019年6月 当社社外監査役就任
2020年6月 同上 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2021年5月 (株)ギア監査役就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

公認会計士
(株)ギア 監査役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

辻友崇氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知見並びに豊富な経験を有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス強化について高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2019年6月より1年間当社社外監査役を務めており、2020年6月より2年間当社社外取締役を務めております。

候補者
番号

3

ほそかわ だいすけ
細川 大輔1974年10月27日生
当社株式所有数：一株

社外 独立 再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

- 2000年10月 弁護士登録
- 2007年 5月 細川大輔法律事務所開設
- 2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

弁護士

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

細川大輔氏は、弁護士としての専門的知見並びに豊富な経験を有するとともに、特に労務管理やリスクマネジメント、コンプライアンス強化について高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2020年6月より2年間当社社外取締役を務めております。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 有川勉、辻友崇、細川大輔の各氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
 3. 本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は有川勉、辻友崇、細川大輔の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

で ぐ ち け い た ろ う
出口 桂太郎

1963年4月27日生
当社株式所有数：一株

社外 独立 再任

▶ 略歴・当社における地位及び担当

1990年10月 三優監査法人入所
1994年 3月 公認会計士登録
2001年 3月 (株)ユーラシア旅行社 取締役管理部長就任
2005年 2月 税理士登録
2020年 1月 公認会計士出口桂太郎事務所開業

▶ 重要な兼職の状況

公認会計士
税理士

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

出口桂太郎氏は、公認会計士及び税理士であり、会計の専門家としての豊富な経験及び経営に関する高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 出口桂太郎氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認可決され、出口桂太郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。
5. 当社は同氏が社外取締役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

取締役及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックス

氏名	役職	独立性	主な専門性							
			企業経営 (経営戦略)	営業	商品・ マーケティング	財務・会計	IT・デジタル DX推進	ESG・ サステナ ビリティ	人事・労務 人材開発	リスクマネ ジメント・ コンプライ アンス
服部 雅親	代表取締役社長		●	●	●			●		●
粕谷 進一	取締役副社長		●		●	●	●		●	●
橋本 和之	常務取締役		●	●			●		●	
日笠 祐二	取締役		●	●	●			●		
橋本 泰	社外取締役	○	●		●	●	●			
有川 勉	社外取締役 (常勤監査等委員)	○				●		●		●
辻 友崇	社外取締役 (監査等委員)	○				●		●		●
細川 大輔	社外取締役 (監査等委員)	○						●	●	●

※本表は各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

第51期事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が促進され、緊急事態宣言解除により経済活動にも一部持ち直しの動きがみられましたが、動向には引き続き注視が必要であり、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループでは、感染拡大の抑制に必要な対策、対応を実施しながら営業活動を行ってまいりました。加えて、経営環境の変化が加速していく中、持続的な成長を実現するためには新規事業の創出、次世代の経営者の育成促進が必要と考え、持株会社体制への移行を実施いたしました。当社グループにおける各事業部門別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の期首より、報告セグメントの区分を変更いたしました。そのため、各セグメントの前年同期比較及び分析は、変更後の区分に基づいております。

また、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。詳細は、「連結注記表 1.重要な会計方針に係る事項(会計方針の変更)」に記載のとおりです。

【和装店舗運営事業】

「振袖」販売及びレンタルについては、第3四半期においては販促キャンペーンによる来店者数の回復による増加があったものの、上半期は長期間に渡る緊急事態宣言の発令による影響及び広告宣伝活動のデジタルシフトによる来店促進効果が十分に発揮できなかったこと、第4四半期において新型コロナウイルス感染拡大及びまん延防止等重点措置の発令による影響を主要因として、振袖購入需要が高まる時期における集客に苦戦したため、受注高は前年同期比8.5%減となりました。また、既存顧客を対象とした「一般呉服」等の受注高については、感染拡大防止に努めながら積極的に催事を行い、堅調に推移したため、前年同期比22.6%増となりました。

以上により、和装店舗運営事業の売上高(出荷高)については、収益認識会計基準等の適用の影響も加味し、8.3%増の8,230百万円となりました。

利益面においては、売上総利益率は収益認識会計基準等の適用を加味し、前年同期と比べ

1.0ポイント低下し61.8%となりました。販売費及び一般管理費については、前期に引き続き構造改革によるコスト削減を進めており、特に広告宣伝費比率を引き下げつつ売上高を確保し、損益分岐点売上高を引き下げる活動を推進しております。前述のとおり売上高は増加したものの、前年同期は臨時休業期間中に発生した費用（人件費、店舗家賃、催事中止費用等）376百万円を特別損失として計上していたこともあり、販売費及び一般管理費の対売上高比率は前年同期並となっております。この結果、和装店舗運営事業の営業利益は前年同期比4.6%減の598百万円となりました。

〔その他事業〕

その他事業については、写真スタジオ事業、EC事業を中心に売上高拡大に取り組みました。特にEC事業についてはコロナ禍において商品の購入・レンタル方法として、そのニーズの高まりにより326.3%の増収となりました。以上により売上高は前年同期比263.5%増の254百万円となりました。一方、新規事業への先行投資や設備投資を行ったことや新規店舗のオープンコストの発生等により、営業損失75百万円（前年同期は営業利益11百万円）を計上することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高においては前年同期比10.6%増の8,484百万円、営業利益は93.1%減の4百万円、経常利益は83.0%減の16百万円となりました。また、特別損失として店舗の減損損失を169百万円、投資有価証券評価損を40百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は185百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益77百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は166百万円で、その主なものは当社の店舗出店に伴う内部造作等設備であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大とその長期化に対する備えとして、運転資金を手厚くし、財務基盤を強固なものとするために、1,400百万円の借入を行っております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と総額4,700百万円の当座貸越契約を締結しており、これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は100百万円です。

(4) 事業の譲渡、吸収分割の状況

当社は、2021年10月1日付で当社を分割会社として、京都きもの友禅株式会社（株式会社京都きもの友禅分割準備会社として2021年4月14日設立）に和装店舗運営事業及びその他事業を承継し、持株会社体制へと移行いたしました。また、同日付で当社は株式会社YU-WA Creation Holdingsへ商号変更いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、「振袖」販売から繋がった既存顧客に対して、「一般呉服」を販売するというビジネスモデルを基軸として営業活動を行っております。呉服小売市場の環境においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うイベント自粛などにより消費マインドが冷え込むなど、厳しい状況にあります。今後は費用構造の見直し等、構造改革を進め、収益力を向上させることが業績回復へ向けての課題となっております。

また、中期的な成長のために、既存の和装事業に加えて、周辺事業を中心とした新規事業にも取り組んでまいります。

今後は和装事業の売上・利益回復とともに、新規事業の創出を優先課題と考え、以下の事項について取り組んでまいります。

① 和装事業の効率化による収益向上

デジタルマーケティングを強化し、広告宣伝費比率を引き下げつつ売上高を確保していく体制へのシフトを進めてまいります。ITインフラ・ツール導入への投資を行うことで店舗営業とも連動し、売上高及び利益の回復を図り、収益力の改善を図ってまいります。

また、お客様のニーズや期待を上回ご提案ができるよう、商品構成、催事企画、サービス特典等のあり方について継続的な改善に努めてまいります。

② 人材の確保、育成

振袖・一般呉服販売ともに、高度な販売ノウハウ・接客技術・商品知識が必要となります。社員の教育及び研修の充実化を図り、成約率や平均単価の改善に努めてまいります。また、社員の定着率向上が販売力全体のレベルアップにも繋がるものと考え、採用時のミスマッチ低減や、採用後の教育・サポート体制についても改善を図り、定着率向上を図ってまいります。

③ 新規事業の創出

中期的な成長のため、既存の和装事業に加えて、経営理念のテーマに沿ったカテゴリー・サービス・商材を選定し、事業化へ取り組んでまいります。積極的にアライアンスを活用

し、新たなサービスをお客様にご提供するとともに、新規顧客の獲得にも努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 48 期 2019年3月期	第 49 期 2020年3月期	第 50 期 2021年3月期	第 51 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (千円)		9,240,762	10,514,143	7,668,004	8,484,434
経常利益又は経常損失 (△) (千円)		△812,251	△269,652	98,840	16,765
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)		△818,953	△420,255	77,480	△185,183
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)		△68.57	△35.13	6.50	△15.66
総 資 産 (千円)		12,841,060	12,173,406	12,207,633	11,857,160
純 資 産 (千円)		5,908,968	5,342,176	5,330,536	4,788,007
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		494.79	446.12	451.81	404.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 第50期以降は、「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第51期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 48 期 2019年3月期	第 49 期 2020年3月期	第 50 期 2021年3月期	第 51 期 (当期) 2022年3月期
売上高及び営業収益(千円)	9,293,751	10,566,591	7,718,765	4,130,136
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△837,032	△151,268	290,245	△217,049
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△836,020	△289,455	93,595	△255,916
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△70.00	△24.20	7.85	△21.64
総 資 産 (千円)	8,246,030	7,870,983	8,381,997	5,814,939
純 資 産 (千円)	5,311,581	4,896,869	4,880,013	4,266,752
1株当たり純資産(円)	444.77	408.93	413.62	360.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 第50期以降は、「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 当社は、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、和装店舗運営事業及びその他事業を新しく設立した京都きもの友禪株式会社(2021年10月1日付で株式会社京都きもの友禪分割準備会社から商号変更)に事業承継いたしましたので、2021年10月1日からの営業収益は、主に経営指導料となります。なお、当社は同日付で京都きもの友禪株式会社から株式会社YU-WA Creation Holdingsへ商号変更しております。
5. 当期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
京都きもの友禪株式会社	10,000千円	100.0%	和装店舗運営事業 その他事業
株式会社京都きもの友禪友の会	100,000千円	100.0%	前払式特定取引業

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当企業集団は、当社、連結子会社である京都きもの友禅株式会社及び株式会社京都きもの友禅友の会の3社により構成されており、呉服等の販売を主たる業務としております。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

(1) 和装店舗運営事業

京都きもの友禅株式会社（連結子会社）

振袖等を中心とした呉服販売を主とし、それに関連する宝飾品等の販売及び呉服等のレンタルを行い、全国チェーン展開による小売業を営んでおります。

また、顧客に対して販売代金等の割賦販売業務を行っております。

株式会社京都きもの友禅友の会（連結子会社）

割賦販売法に基づき会員積立業務を営む前払式特定取引業者であり、入会会員には毎月一定額を積み立てていただく「お買物カード」を発行し、積立金利用の際には積立金額にボーナス分をプラスすることによって、京都きもの友禅株式会社の販売促進の助成(呉服販売の取次ぎ一割賦販売法第2条第5項)を行っております。

(2) その他事業

京都きもの友禅株式会社（連結子会社）

和装店舗運営事業に付随した事業として、写真スタジオ事業、EC事業、ネイルサロン事業、オンラインスクール事業を行っております。

区 分	主 要 な 事 業
和装店舗運営事業	呉服販売を主とし、それに関連する宝飾品等の販売、割賦販売業務
その他事業	和装店舗運営事業に付随した、写真スタジオ事業、EC事業、ネイルサロン事業、オンラインスクール事業

(9) 主要な営業所等 (2022年3月31日現在)

- ① 当社本社 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
- ② 店 舗

地 方 別	店舗数	都 道 府 県 別
北 海 道	4	北海道4店
東 北	3	宮城県1店、福島県1店、岩手県1店
関 東	22	栃木県1店、茨城県1店、埼玉県3店、千葉県4店、東京都9店、神奈川県4店
中 部	11	新潟県1店、富山県1店、石川県1店、静岡県3店、愛知県2店、三重県1店、岐阜県1店、長野県1店
近 畿	6	京都府1店、大阪府3店、兵庫県2店
中 国	2	岡山県1店、広島県1店
四 国	1	香川県1店
九 州	4	福岡県3店、熊本県1店
合 計	53	

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	104名	(+) 2 名	41.6歳	13.4年
女 子	433	(-) 19	47.3	11.9
合計又は平均	537	(-) 17	46.0	11.8

(注) 上記には定時社員32名を含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	300,000
三井住友信託銀行株式会社	100,000

その総額は、年額15,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、3名であります。また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

これを受け、2021年7月26日開催の取締役会決議に基づき、自己株式42,500株を処分し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式として割り当てました。なお、割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	42,500株	4名

3. 会社の新株予約権等に関する状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	服 部 雅 親	京都きもの友禅(株)取締役会長 (株)京都きもの友禅友の会取締役
取締役副社長	粕 谷 進 一	経営管理本部長 京都きもの友禅(株)取締役兼マーケティング本部長 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長
常務取締役	橋 本 和 之	京都きもの友禅(株)代表取締役社長兼営業本部長
取 締 役	日 笠 祐 二	京都きもの友禅(株)取締役兼商品本部長兼商品企画部長兼商品管理部長
取 締 役	橋 本 泰	合同会社ブリッジパートナーズ代表社員 鈴茂器工(株)社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	有 川 勉	公認会計士 京都きもの友禅(株)監査役 (株)京都きもの友禅友の会監査役 (株)コア社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	辻 友 崇	公認会計士 (株)ギア監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	細 川 大 輔	弁護士

- (注) 1. 2021年6月28日開催の第50期定時株主総会において、取締役 服部雅親氏、粕谷進一氏、橋本和之氏及び橋本泰氏の改選を行い、同日就任いたしました。
2. 2021年6月28日開催の第50期定時株主総会において、日笠祐二氏は取締役に選任され、同日就任いたしました。
3. 取締役 橋本泰氏、有川勉氏、辻友崇氏及び細川大輔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、有川勉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 橋本泰氏、有川勉氏、辻友崇氏及び細川大輔氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員 有川勉氏及び辻友崇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、総務人事部長浅香竜也であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

- 1.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬（月額報酬）及び譲渡制限付株式（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）から構成される。
- 2.人事部門長は、株主総会で決議がなされた取締役報酬枠の範囲内で、同業他社、当社と同規模の役位別取締役報酬額に関する情報収集を行う。当該情報に基づき、経営管理部門担当取締役と人事担当部門長は、当年度の会社業績を勘案した、次年度の取締役個別報酬に関し、総会開催予定日の60日前までに、個人別の報酬案を策定する。代表取締役社長及び経営管理部門担当取締役は、当該策定された報酬案に関して協議を行い、取締役会に諮る個別取締役報酬案を確定する。代表取締役社長は、監査等委員会に対し、取締役会に諮る前に取締役の個別報酬に関して説明を行い、監査等委員会からの意見聴取及び同意を得る。代表取締役社長は、個別役員報酬に関して、a.固定現金報酬、b.株式報酬それぞれの金額に関して個別に取締役会に上程し、承認を得る。
- 3.取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、非金銭報酬等として、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、直接交付型株式報酬としての付与時から3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を付与する。
- 4.取締役に対する固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の比率は、100対15～25を目安としている。
- 5.業績の年度計画に対し、著しく未達が起きている状況など、著しい業績不振の場合には、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、固定報酬の自主返納を要請する、又は、取締役会の決議により減額する場合がある。

上記2.に記載のとおり、社外取締役を含めた取締役会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月24日であり、決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度年額は200,000千円（うち、社外取締役分は30,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度年額は

40,000千円であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2.会社の株式に関する事項(5)に記載のとおりです。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	57,371 (3,600)	50,345 (3,600)	—	7,026 (—)	5 (1)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	11,220 (11,220)	11,220 (11,220)	—	—	3 (3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役橋本泰氏は、合同会社ブリッジパートナーズの代表社員及び鈴茂器工(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）有川勉氏は、当社の子会社である京都きもの友禅(株)の監査役及び(株)京都きもの友禅友の会の監査役を兼任しております。また、(株)コアの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）辻友崇氏は、(株)ギアの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 橋本泰

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち13回全てに出席いたしました。投資業務を通じて培ってきた知識・経験を活かし、主にマーケティング戦略や

新規事業等について積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 有川勉

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した12回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に不正の未然防止等の観点から、コーポレートガバナンスの向上等について積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 辻友崇

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した12回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に財務及び会計面において積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 細川大輔

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として13回全てに出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した12回の監査等委員会全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、主に個人情報保護やコンプライアンスの観点から、積極的な助言・提言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画や監査の実施状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月1回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

当社は、「企業行動憲章」、「社員行動規範」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。また、コンプライアンス等に関する社内外を窓口とする内部通報制度を整備しており、取締役会、監査等委員会へ適切な報告がなされるための体制を整えております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるととし、損害を未然に防止し、または、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員の協議により決定することとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とすることとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査等委員会への報告体制及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
監査等委員は、監査等委員会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとしてしております。
また、監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用を請求してきたときは、担当部門で審議のうえ、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を当社が負担します。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定めており、代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

② リスク管理に関する取り組み

法的規制等のリスクについては、総務人事部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。

③ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門及び子会社への内部監査を実施いたしました。

④ 監査等委員会への情報提供への取り組み

当社の内部監査部門の担当者は、毎月開催されている監査等委員会に出席し、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等を報告しております。

また、当社では代表取締役と監査等委員との情報共有、意見交換を目的とした会議を定期的に開催しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営効率化により収益の向上を図り、その結果としての利益処分に関しては、将来の資金需要を勘案しながら株主還元として安定的・継続的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営体質の一層の充実及び財務体質の改善のため役立てることに努めてまいります。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

第51期連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,146,337	流 動 負 債	6,628,138
現金及び預金	3,969,107	買掛金	222,985
売掛金	2,878,891	短期借入金	1,400,000
商品及び製品	1,576,296	リース債務	8,138
原材料及び貯蔵品	20,237	未払法人税等	28,467
前払費用	588,378	前受金	818,715
その他	113,426	預り金	2,881,505
		賞与引当金	74,000
		前受収益	496,111
固 定 資 産	2,710,822	資産除去債務	3,775
有形固定資産	233,383	契約負債	279,540
建物	176,331	その他	414,899
その他	57,052	固 定 負 債	441,013
無形固定資産	74,222	リース債務	18,011
投資その他の資産	2,403,216	繰延税金負債	1,621
投資有価証券	0	株式給付引当金	4,995
差入保証金	1,655,200	資産除去債務	416,385
敷金及び保証金	695,883	負 債 合 計	7,069,152
繰延税金資産	34,126	純 資 産 の 部	
その他	18,006	株 主 資 本	4,788,007
		資本金	1,215,949
		資本剰余金	1,404,538
		利益剰余金	5,195,404
		自己株式	△3,027,884
		純 資 産 合 計	4,788,007
資 産 合 計	11,857,160	負債・純資産合計	11,857,160

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第51期連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,484,434
売 上 原 価		3,264,153
売 上 総 利 益		5,220,280
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,215,927
営 業 利 益		4,353
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	114	
助 成 金 収 入	23,144	
受 取 保 険 金 入	4,300	
雑 収 入	7,344	34,903
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,755	
支 払 手 数 料	6,000	
雑 損 失	2,735	22,490
経 常 利 益		16,765
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	600	600
特 別 損 失		
和 解 金	2,500	
固 定 資 産 除 却 損 失	0	
減 損 損 失	169,993	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	40,094	212,588
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		195,222
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		28,363
法 人 税 等 調 整 額		△38,402
当 期 純 損 失		185,183
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		185,183

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第51期連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	1,215,949	1,431,398	5,748,973	△3,065,784	5,330,536	5,330,536
会計方針の変更による累積的影響額			△295,359		△295,359	△295,359
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,215,949	1,431,398	5,453,613	△3,065,784	5,035,176	5,035,176
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△73,024		△73,024	△73,024
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△185,183		△185,183	△185,183
自 己 株 式 の 取 得				△10	△10	△10
自 己 株 式 の 処 分		△26,860		37,910	11,050	11,050
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△26,860	△258,208	37,899	△247,168	△247,168
当 期 末 残 高	1,215,949	1,404,538	5,195,404	△3,027,884	4,788,007	4,788,007

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第51期貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,318,991	流 動 負 債	1,510,015
現金及び預金	1,380,516	短期借入金	1,400,000
売掛金	2,163,688	リース債務	4,239
前払費用	30,700	未払金	28,756
関係会社未収金	45,702	関係会社未払金	53,253
関係会社営業未収金	47,289	未払費用	253
関係会社短期貸付金	1,600,000	未払法人税等	17,681
その他	51,095	預り金	1,831
		賞与引当金	4,000
固 定 資 産	495,947	固 定 負 債	38,171
有 形 固 定 資 産	34,734	リース債務	3,648
建物	18,879	株式給付引当金	4,995
工具、器具及び備品	13,036	資産除去債務	29,527
その他	2,818	負 債 合 計	1,548,186
無 形 固 定 資 産	64,553	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	52,290	株 主 資 本	4,266,752
その他	12,262	資 本 金	1,215,949
投 資 其 他 の 資 産	396,659	資 本 剰 余 金	1,244,245
投資有価証券	0	資 本 準 備 金	304,000
関係会社株式	345,985	そ の 他 資 本 剰 余 金	940,245
長期前払費用	7,325	利 益 剰 余 金	4,834,442
敷金及び保証金	38,694	利 益 準 備 金	275,125
その他	4,654	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,559,317
		繰越利益剰余金	4,559,317
		自 己 株 式	△3,027,884
資 産 合 計	5,814,939	純 資 産 合 計	4,266,752
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,814,939

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第51期損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高	3,872,196	
営業収益	257,940	
売上高及び営業収益合計		4,130,136
売上原価		1,448,481
売上総利益		2,681,654
販売費及び一般管理費	2,686,739	
営業費用	234,136	
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		2,920,875
営業損失		239,221
営業外収益		
受取利息	11	
助成金収入	23,144	
受取保険金	4,300	
受取事務手数料	5,672	
関係会社受取利息	604	
雑収入	5,191	38,924
営業外費用		
支払利息	6,108	
支払手数料	6,000	
支払保証料	2,933	
雑損失	1,710	16,752
経常損失		217,049
特別利益		
投資有価証券売却益	600	600
特別損失		
固定資産除却損	0	
和解金	2,500	
投資有価証券評価損	40,094	42,595
税引前当期純損失		259,044
法人税、住民税及び事業税		7,521
法人税等調整額		△10,649
当期純損失		255,916

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第51期株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,215,949	304,000	967,105	1,271,105	275,125	-	5,183,617	5,458,742
会計方針の変更による累積的影響額							△295,359	△295,359
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,215,949	304,000	967,105	1,271,105	275,125	-	4,888,257	5,163,382
当期変動額								
剰余金の配当							△73,024	△73,024
当期純損失							△255,916	△255,916
自己株式の取得								
自己株式の処分			△26,860	△26,860				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△26,860	△26,860	-	-	△328,940	△328,940
当期末残高	1,215,949	304,000	940,245	1,244,245	275,125	-	4,559,317	4,834,442

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△3,065,784	4,880,013	4,880,013
会計方針の変更による累積的影響額		△295,359	△295,359
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,065,784	4,584,653	4,584,653
当期変動額			
剰余金の配当		△73,024	△73,024
当期純損失		△255,916	△255,916
自己株式の取得	△10	△10	△10
自己株式の処分	37,910	11,050	11,050
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	37,899	△317,900	△317,900
当期末残高	△3,027,884	4,266,752	4,266,752

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社YU-WA Creation Holdings

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 高弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社YU-WA Creation Holdings（旧会社名 京都きもの友禅株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社YU-WA Creation Holdings（旧会社名 京都きもの友禅株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社YU-WA Creation Holdings

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉川 高史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社YU-WA Creation Holdings(旧会社名 京都きもの友禅株式会社)の2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社YU-WA Creation Holdings 監査等委員会

常勤監査等委員 有川 勉 ㊟

監査等委員 辻 友 崇 ㊟

監査等委員 細川 大 輔 ㊟

(注) 監査等委員有川勉、辻友崇及び細川大輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」



交通のご案内

馬喰横山駅 (都営新宿線)・	人形町駅 (東京メトロ日比谷線・	小伝馬町駅 (東京メトロ日比谷線)
馬喰町駅 (J R 総武快速線)・	都営浅草線) より	より
東日本橋駅 (都営浅草線) より		

地下道通って	A 4 出口より徒歩 5 分	1 番出口より徒歩 4 分
A 3 出口より徒歩 3 分		

※ 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会での株主の皆様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。